

燃費やA S V技術についての明瞭な表示の考え方

－性能・機能に関する明瞭な説明表示及び打消し表示－

※ 燃費及びA S V技術に関する規約の規定

<規約第5条第4号（燃料消費率）>

燃費の表示に使用できるデータは、公式テスト値又は公的第三者によるテスト値に限るものとし、必ずその旨を付記するものとする。併せて、当該値は、一定の試験条件下での数値であり、実際の走行条件等により異なる旨を明りょうに表示すること。

<規約第5条第6号（安全、環境、衛生）>

新車の安全、環境、衛生に関する表示を行う際は、客観的な根拠に基づき、具体的な内容を明りょうに表示すること。

<規約第7条第2号（不当表示の禁止）>

新車の品質、性能その他の内容について虚偽若しくは誇大又はたとえ真実であっても一般消費者に誤認されるおそれのある表示をしてはならない

1. 燃費についての明瞭な表示

広告等において燃費について表示する場合は、その内容が消費者に誤解なく、正しく理解されるよう、性能・機能に関する説明表示及び打消し表示について、本考え方に基づき明瞭に表示すること。

1) 表示事項

燃費について表示する場合は、以下の事項を表示するものとする。

- ①「公式テスト値（J C O 8モード燃料消費率、国土交通省審査値）又は公的第三者によるテスト値である旨」（以下「公式テスト値等である旨」）
- ②「定められた試験条件下での数値であり、実際の燃費は使用環境や運転方法等により異なる旨」（以下、「燃費に関する付記説明」）

ただし、ラジオCMについては、「燃費の具体的測定方法」（例えば「J C O 8モード燃費は20Km/ℓ」等）の表示で代えることができるものとする。

2) 表示方法等

以下の方法等により、表示するものとする。

（1）表示箇所等

燃費に関する表示に近接した箇所に一体として視認、認識できるよう表示するものとする（ラジオCM除く）。

ただし、スペースや時間等の関係で「燃費に関する付記説明」を近接した箇所に一体で表示できない場合は、以下に基づき表示することができるものとする。

① 活字媒体

ア. 新聞、チラシ、雑誌、インターネット（動画を除く）

同一紙面（画面）に複数車種の燃費を表示する場合、「燃費に関する付記説明」については、燃費との関連を明確にした上で、同一紙面（画面）上の一箇所に一括して表示することができる。

イ. インターネットバナー広告（広告スペース 220 ピクセル×75 ピクセル以下）

「燃費に関する付記説明」については、「リンク先ホームページを確認されたい旨」を表示することにより、リンク先ホームページにおいて表示することで代えることができる。

ウ. カタログ（Web を含む）

同一頁に複数車種の燃費を表示する場合及び主要諸元欄の「燃費に関する付記説明」については、燃費との関連を明確にした上で、同一紙面（画面）上の一箇所に一括して表示することで代えることができる。

② 電波媒体

・テレビ（インターネットの動画含む）

「燃費に関する付記説明」については、同一画面上に表示できない場合、複数画面や音声で表示することで代えることができる。

（2）文字の大きさ（文字数）、表示時間

① 活字媒体

文字の大きさは、カタログ（Web を含む）の主要諸元欄を除き、8 ポイント（インターネットは8 ポイント相当）以上とする。

ただし、同一紙（画）面及び項に複数車種の燃費を表示する場合は、消費者にその趣旨が十分に伝わるよう、文字の大きさについて、以下に基づき表示するものとする。

ア. 新聞

5 段以上の場合は10 ポイント以上、10 段以上の場合は12 ポイント以上とする。

イ. チラシ、雑誌、カタログ等

B5 以上の場合は10 ポイント以上、B4 以上の場合は12 ポイント以上とする。

② 電波媒体

ア. テレビ（インターネットの動画含む）

1 行当たりの文字数は、最大50 文字以内とし、表示時間は、15 秒以内のCMの場合は最低1.5 秒以上、16 秒以上のCMの場合は2 秒以上とする。

イ. ラジオ

可能な限り表示時間を確保すること。

（3）強調して表示した文字の大きさとのバランス

燃費について、強調して表示した文字と同一又は著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の5分の1（何れの場合も、最低8 ポイント（相当））以上の大きさとするものとする。

(4) 文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保するものとする。

2. 衝突被害軽減ブレーキ等のＡＳＶ技術（以下「ＡＳＶ技術」）についての明瞭な表示

広告等においてＡＳＶ技術について表示する場合は、その内容が消費者に誤解なく、正しく理解されるよう、性能・機能に関する説明表示及び打消し表示について、本考え方に基づき明瞭に表示すること。

1) 表示事項

ＡＳＶ技術について表示する場合は、以下の事項を表示するものとする。

- ＡＳＶ技術の機能の内容、機能が作動する条件及び作動しない条件等（以下「ＡＳＶの機能内容、作動条件及び作動しない条件」）

ただし、店頭ＰＲツール並びにテレビ、ラジオについては、以下の通り、表示事項を省略できるものとする。

ア．店頭ＰＲツール（横断幕、ノボリ等）

「作動には条件があるので、詳しくは店頭で確認されたい旨」の表示で代えることができる。

イ．テレビ

「機能が作動しない条件（速度や対象物、気象条件等の制限）」及び「詳しくはＷｅｂ又は店頭で確認されたい旨」の表示で代えることができる。

ウ．ラジオ

「作動には条件があるので、詳しくはＷｅｂ又は店頭で確認されたい旨」の表示で代えることができる。

2) 表示方法等

以下の方法等により、表示するものとする。

(1) 表示箇所等

ＡＳＶ技術に関する表示に近接した箇所に一体として視認、認識できるよう表示するものとする（ラジオＣＭ除く）。

ただし、インターネットバナー広告（広告スペース２２０ピクセル×７５ピクセル以下）、カタログ（Ｗｅｂを含む）、テレビ（インターネットの動画含む）については、スペースや時間等の関係で、近接した箇所に一体で表示できない場合、以下に基づき表示することができるものとする。

ア．インターネットバナー広告（広告スペース２２０ピクセル×７５ピクセル以下）

「ＡＳＶの機能内容、作動条件及び作動しない条件」については、「リンク先ホームページを確認されたい旨」を表示することにより、リンク先ホームページにおいて表示することで代えることができる。

イ．カタログ（W e bを含む）

複数頁にA S V技術について表示する場合、「A S Vの機能内容、作動条件及び作動しない条件」については、A S V技術の表示に近接した箇所に「詳細に表示した項を確認されたい旨」を表示することにより、カタログ中の一項に一括して表示することで代えることができる。

ウ．テレビ（インターネットの動画含む）

「A S Vの機能内容、作動条件及び作動しない条件」については、複数画面や音声で表示することで代えることができる。

（2）文字の大きさ（文字数）、表示時間

① 活字媒体

文字の大きさは、8ポイント（インターネットは8ポイント相当）以上とする。

② 電波媒体

ア．テレビ（インターネットの動画含む）

1行当たりの文字数は、最大30文字以内とし、表示時間は、最低2秒以上とする。

イ．ラジオ

可能な限り表示時間を確保するものとする。

（3）強調して表示した文字の大きさとのバランス

A S V技術について、強調して表示した燃費の文字と同一又は著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の5分の1（何れの場合も、最低8ポイント（相当））以上の大きさとするものとする。

（4）文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を空けるとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保するものとする。

3．A S V技術について、その機能や効果を端的に表わすための用語や映像表現等を用いて強調表示する場合のより明瞭な表示

A S V技術については、その機能や効果を端的に表すための用語や映像表現等を用いて強調表示するケースが見受けられるが、ドライバーの安全運転を支援するためのものであるA S V技術について、いかなる場合も衝突事故等を回避することができるものであるかのような誤解を消費者に与えた場合、人命に係わる重大事故にも繋がるおそれがある。

したがって、次のような用語や映像表現等を用いてA S V技術の機能や効果を強調表示する場合、「A S Vの機能内容、作動条件及び作動しない条件」について、以下に基づき、より明瞭に表示するものとする。

- 1) 「自動で停止」、「ぶつからない」、「はみださない」、「ついていく」等の用語を用いて機能や効果を強調表示(注2)する場合

(1) 文字の大きさ等

① 活字媒体

文字の大きさは、12ポイント（インターネットは12ポイント相当）以上とする。

② 電波媒体（テレビ（インターネットの動画含む））

「ASVの機能内容、作動条件及び作動しない条件」の表示に合わせて「音を入れる」又は「画面上にマークを入れる」等により、消費者の注意を促すものとする。

(2) 強調して表示した文字の大きさとのバランス

ASV技術について、強調して表示した燃費の文字と同一又は著しく異ならない程度の文字の大きさで表示するものとし、最低でも強調して表示した文字の大きさの3分の1（何れの場合も、最低12ポイント(相当)）以上の大きさとするものとする。

2) 運転操作をしなくても、「障害物の手前で自動的にブレーキが作動して停止する」、「前走車との車間距離を自動的に制御し、一定の車間距離を保って走行する」等の映像を用いて機能や効果を強調表示する場合

(1) 文字の大きさ等

・電波媒体（テレビ（インターネットの動画含む））

「ASVの機能内容、作動条件及び作動しない条件」の表示に合わせて「音を入れる」又は「画面上にマークを入れる」等により、消費者の注意を促すものとする。

(注2) 広告やカタログ等において、キャッチコピー等として使用する場合（広告、カタログ等の本文中において、他の文字より強調することなく表示する場合を除く。）